

令和4年度県下一斉親子ふれあい運動 実施要項

福岡県PTA連合会

1 趣 旨

今、子どもたちは、いじめ問題や非行の多様化・低年齢化・悪質化など大変憂慮すべき状況にあります。特に福岡県における少年の非行率が極めて高いこと、いじめ問題が無くならないこと等の状況は、私たちPTAにとって誠に残念でなりません。

私たち親子の日常生活をみると、社会の変動や生活様式が多様化していく中で、子どもが身につけるべき基本的な生活習慣、心の豊かさ・逞しさ、自主性、社会性、規範意識などの様々な課題を家庭で十分育てきれていないことを私たちPTAが理解していく必要があると考えます。

そこで、福岡県PTA連合会では、県下一斉「親子ふれあい運動」をとおして「いじめ撲滅月間」や「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動などに取組み、子どもの健全育成を目指して家庭教育の一層の充実を図る契機とします。

2 主 催

福岡県PTA連合会

3 後 援

福岡県、福岡県教育委員会、福岡県警察

4 事業内容

(1) いじめ撲滅月間 (令和4年6月、10月…2回実施)

家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見に努めます。

「保護者用いじめチェックリスト」による早期発見で保護者と学校の連携を図ります。

※ PTAとしては、学校での取組みを家庭から支える立場で実施します。

(2) 「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動 (令和4年9月、令和5年1月…2回実施)

子どもの基本的な生活習慣・規範意識を養成する。

※ 多くの学校で、夏休み冬休み明けに「学校生活リズムをとりもどす」取組みが行われます。

PTAとしては、学校での取組みを家庭から支える立場で実施します。

5 広 報

(1) 福岡県PTA連合会機関紙

令和4年度県下一斉親子ふれあい運動

「いじめ撲滅月間」実施要項

福岡県PTA連合会

1 趣 旨

最近、携帯・メールによるいじめによって児童生徒が自ら命を絶ったり、不登校になったりという痛ましい報告が報道されるなど、いじめ問題について大きな不安を感じたり心を痛めたりしているPTA保護者の皆様も多いと思います。いじめの早期発見が、いじめを未然に防ぎ、大きな傷へとなることを防ぐことはいうまでもありません。私たちPTAは、いじめ撲滅のために家庭でも率先して取り組むことが大切だと考えます。

そこで、福岡県PTA連合会では、6月と10月を「いじめ撲滅月間」として、子どもの健全育成を目指して取組み、家庭教育の一層の充実を図る契機とします。

2 主 催

福岡県PTA連合会

3 後 援

福岡県、福岡県教育委員会、福岡県警察

4 事業内容

(1) 「いじめ撲滅月間」 (令和4年6月、10月)

- ① 単P役員と学校との共通理解
各学校・PTAにおいて、いじめ撲滅への啓発・早期発見に努めます。
- ② 全家庭に配付
各学校とPTAで協議して6月の月間の一週間を「いじめ撲滅月間」として設定し、全家庭に「保護者用いじめチェックリスト」を配付し、早期発見といじめ撲滅に努めます。
- ③ PTAとしては、学校での取組みを家庭から支える立場で実施します。
- ④ 10月にも県PTA連合会として、「いじめ撲滅月間」の2回目を学校とともに取組みます。

(2) PTA、保護者として家庭で何をするのですか。

- ① 家庭でできる「保護者用いじめチェックリスト」をもとに、子どもから聞き取ったり、子どもの日常の様子から観察チェックを行い、不安や心配な面があれば、一日も早く電話や連絡帳などをおして学校や「子どもホットライン24」に相談し解決に努めましょう。
- ② 家庭で子どもと話したり過ごしたりする時間を10分でも20分でも多く取って、子どもにとっての安心・安全で最も安らぎのある場としての楽しい家庭生活をつくりましょう。
- ③ 子どもの様子にアンテナを張り、子どもの意欲、関心を高め、伸ばすように心がけましょう。
- ④ 大人同士のよい関係を作り、子どもたちが大人になっても住みたくなる地域環境を作りましょう。
- ⑤ いじめ根絶、いじめ撲滅に向けて、学校や相談機関などとの連絡、連携を図って、いじめられている子、いじめている子の早期発見、早期対応、解決に努めましょう。

令和4年度県下一斉親子ふれあい運動

「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動 実施要項

福岡県PTA連合会

1 趣 旨

福岡県PTA連合会が「早寝・早起き・朝ごはん」をスローガンとして県民運動を実践する中で、子どもの基本的な生活習慣、規範意識の育成の重要性を再認識するとともに家庭内対話を一層深め、家庭教育の一層の充実を図る契機とします。

2 主 催

福岡県PTA連合会

3 後 援

福岡県、福岡県教育委員会、福岡県警察

4 実施期間

令和4年9月 2日（金）～ 8日（木）の1週間
令和5年1月10日（火）～ 16日（月）の1週間

5 実施要領

各単位PTAは、次の事項に基づいて取組を展開するものとする。

- (1) 実施にあたっては、各単位PTAの役員会等で実施要領について協議決定し、学校と十分な連携のもとに実施する。
- (2) 「県下一斉親子ふれあい運動」への理解を図るとともに、1週間の取組状況の記録用紙を兼ねたチラシを作成し、各児童・生徒（家庭）へ配付する。
- (3) 取組の趣旨及び実施方法について、保護者の理解と協力を求める場を設定するとともに、児童・生徒の取組意欲を喚起する手だてを工夫する。
- (4) 下記の実践目標（例）を参考に、それぞれに適した実践目標を親子（含PTA・学校等）で相談して決めて実践する。

実践目標（例）

- ・朝は〇〇時におきる。
- ・夜は〇〇時に寝る。
- ・朝食をきちんととる。
- ・その他

※ 実践目標については、実態に即して親子の話し合い等で決定して下さい。